

# ラジコン機の登録義務免除 に係る航空法施行規則の改正

2025年3月31日施行予定

航空：特定飛行カテゴリー概要

[https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_fr10\\_000042.html#anc01](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000042.html#anc01)

- 無人航空機のうち娯楽を目的としたラジコン機については飛行空域を限定する等の一定要件の下、登録義務を免除する航空法施行規則の改正を行う。

## 制度改正の概要

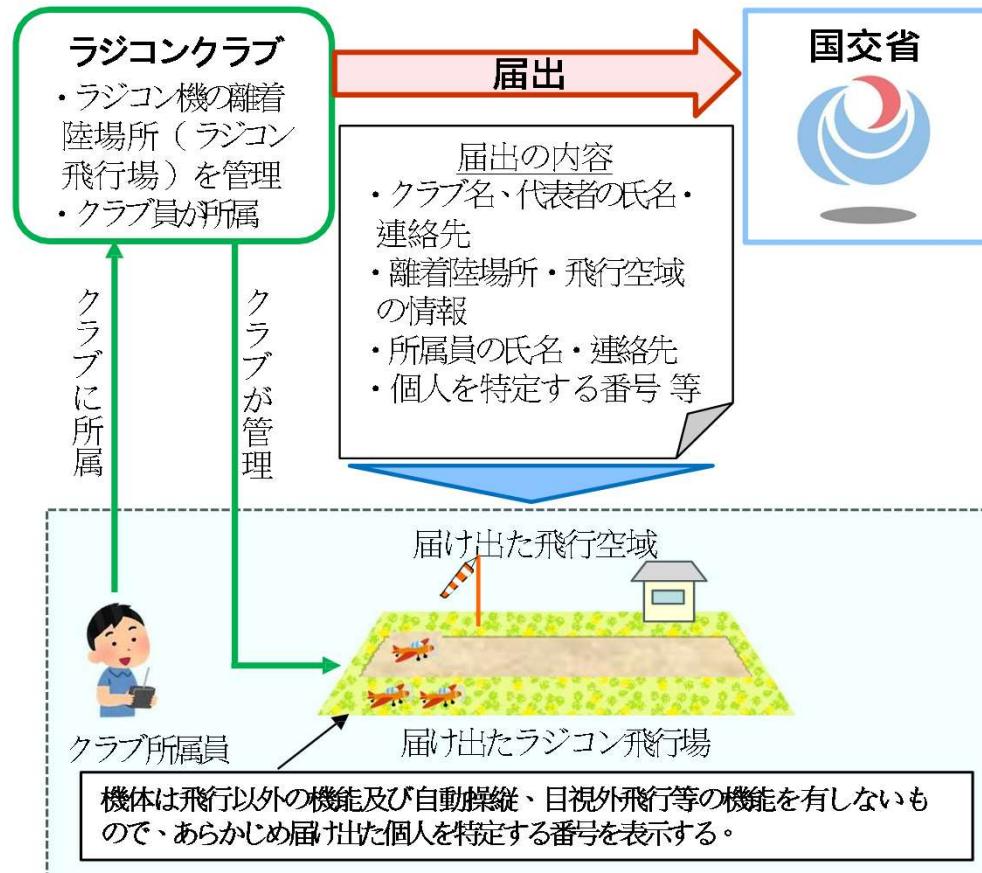
- ラジコンクラブが、クラブの所属員、クラブが管理する飛行場
  - 空域、個人を特定する番号等の情報を国交省に届出
- 届出を行ったラジコンクラブの所属員は、あらかじめ届出した個人を特定する番号の機体への表示等により、届出がなされた飛行場・空域において機体の登録を行わずとも飛行可能
- 娯楽目的で行う飛行であって、飛行以外の機能（撮影、物体の運搬等）及び自動操縦、目視外飛行等の機能を有しない機体に限定

## スケジュール

公布:令和6年6月28日（金）

施行:令和7年3月31日（月）

※施行までに届出を処理するシステム改修等を実施予定



**機体の登録を行わずとも飛行可能**

出展：国土交通省

## 改正の概要

条件付きで、100g以上のラジコン機の無人航空機登録が免除となる。

## 適用の条件（全てを満たす事）

### 1. 飛行場所

一定の管理が行われ、RCクラブとして国土交通省に「RCクラブ届出」（書式未発表）済クラブ飛行場。

### 2. 対象となる飛行機

RC機で飛行目的以外の機能及が無く、自動・自律飛行が出来ない飛行機。

（X:カメラ等外部状況等観測機器　○:安定補助ジャイロ、発見用GPS等、飛行状態監視用テメトリー）

### 3. 対象となる飛行方法

目視操縦飛行、且つ現在「飛行許可・承認」を行う必要のない飛行に限定。

「飛行許可・承認」が必要な（特定）飛行は該当しない。

（代表例）

- ①実機の飛行に影響がある（飛行場周辺・高度150m以上）
- ②人口密集地区（総務省指定）内の飛行
- ③許可されない操縦方法（有視界以外、FPV利用、人・物件の近く、物の運搬等）

### 4. 登録記号の貼付（記入）

JPN登録番号（RCK登録番号も可）を機体に貼付（記入）の飛行機。（所有機全て同番号）

### 5. RCクラブ届出済会員

上記1.「RCクラブ届出」に記載のある登録会員

最低一つの「RCクラブ届出」があれば、届出済クラブの許可を得て他クラブでの飛行可。

# 1) ラジコン機所有者の方へ

## 機体毎の新特例適用？無航空機登録？判断参考資料

	条件	新特例 適用	無人航空 機登録
1	重量 100 g 以下	—	—
2	写真撮影ほか事業用又は、飛行目的以外の飛行を行う	✗	○
3	日本模型航空連盟仕様限界を超えた飛行機	✗	○
4	自動・自律飛行が可能	✗	○
5	カメラ等操縦支援以外を目的の装置を搭載している	✗	○
6	特定飛行を行う（現在飛行許可申請を得ているケース） ・高度150m以上 ・空港周辺指定区域内 ・人口密集地区域内 ・許される飛行方法以外	✗	○
7	新特例届出済の飛行場以外で飛行可能性有り	✗	○
8	新特例届出済飛行場（クラブ）でのみ飛行 特定飛行も行わない	○	○

※無人航空機登録の場合、リモートID免除条件がない場合リモートID搭載が必要

## 2) ラジコンクラブの関係者の方へ クラブの届出/許可の関係

	届出/許可申請	条件他	特定飛行	新特例適用機	無人航空機登録
1	新クラブ特例届出	クラブメンバー内に無人航空機登録を行わないで、新特例（JPN/RCK番号を付ける）を利用する方がいる場合	✗	○	○
2	飛行許可申請 (特定飛行)	クラブメンバー内に、特定飛行を行う方がいる場合	○	✗	○
3	新クラブ特例届出 飛行許可申請 (特定飛行) の両方	特定飛行を行わないRC飛行機は、無人航空機登録を行わなく飛行が可能	○	○ <b>特定飛行 ✗</b>	○

※

- ・上記1のクラブでは、他クラブで新特例届出済の方は、ビジターとして飛行可能。
- ・上記2のケースでは、無人航空機登録が無いと特定飛行を行わなくとも違法です。  
(特定飛行のビジターは、メンバー登録が必要。)
- ・よって特定飛行のあるクラブも、新クラブ特例届出を勧めます。
- ・特定飛行を行う場合、リモートID免除条件がない場合リモートID搭載が必要。

## 参考) 関連する航空法

### (飛行の禁止空域)

#### 第一百三十二条の八十五

何人も、次に掲げる空域においては、技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合（立入管理措置（無人航空機の飛行経路下において無人航空機を飛行させる者及びこれを補助する者以外の者の立入りを管理する措置であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）を講ずることなく無人航空機を飛行させることは、一等無人航空機操縦士の技能証明を受けた者が第一種機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合に限る。）でなければ、無人航空機を飛行させてはならない。

- 一 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域  
**（高度150m以上 及び 空港周辺と進入路）**
- 二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空  
**（人口密集地として指定されてる地域上空）**

### (飛行の方法)

#### 第一百三十二条の八十六

（前項 省略）

2 無人航空機を飛行させる者は、技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合（立入管理措置を講ずることなく無人航空機を飛行させることは、一等無人航空機操縦士の技能証明を受けた者が第一種機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合に限る。）を除き、次に掲げる方法により、これを飛行させなければならない。

- 一 日出から日没までの間において飛行させること。
- 二 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。
- 三 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保つて飛行させること。
- 四 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。
- 五 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。
- 六 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。

## 参考) ラジコン関係省庁説明資料他

### 1. パブリックコメント 2月25日迄

#### 航空法施行の一規則部を改正する省令の施行に伴う関係通達の制定案について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155251202&Mode=0>

概要 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000286033>

#### 離着陸場所管理団体の飛行届出要領（案）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000286034>

### 2. 航空：無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール - 国土交通省

[https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)

### 3. 無人航空機に係る規制の運用における解釈について

<https://www.mlit.go.jp/common/001303820.pdf>

### 4. 総務省 電波利用ポータル | その他 | ドローン等に用いられる無線設備について

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/drone/index.htm>